

令和元年9月13日

お取引先各位



消費税税率変更時の処理につきまして

拝啓、初秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より、消費税税率が8%から10%へ増税されますので、弊社のサービスにおける、消費税税率の変更処理につきまして、ご案内申し上げます。

【1. 車両輸送費用】

弊社は、お客様へ納車の完了をもちまして、輸送代金のご請求となっております。そのため、9月30日までにご納車をさせていただいた場合は、8%の消費税を、10月1日以降のご納車の輸送代金につきましては、10%の消費税をご請求させていただきます。

【2. 車両の一時お預かり費用】

弊社は、お預かりしております車両が、出庫された時点でのご請求とさせていただいております。その間のお預かり期間を算定させていただいておりますが、この度の消費税税率の変更が10月1日に実施されるため、以下の算定とさせていただきます。

① 2019年9月30日までに出庫された車両

従来通り、8%の消費税となります。

② 2019年9月30日以前にお預かりしていて、10月1日以降に出庫された車両

・日割り計算：9月30日までの費用に8%、10月1日以降の費用に10%の消費税となります。

・月単位計算（30日単位等を含む）：計算範囲が9月からのお預かりで有っても、10月に締め日が有る場合は、10%の消費税となります。

③ 2019年10月1日以降にお預かりした車両

10%の消費税となります。

特に②のケースにつきましては、同一の車両に別々の消費税税率が存在いたしますが、ご了承いただけますよう、お願い申し上げます。

敬具